岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進本部設置要綱

(設置)

第1条 県民への行政サービス向上・県内事業の生産性向上に資するためのデジタル施策を 展開し、新たな社会・経済を創るため、岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進本 部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画の策定、推進及び進捗管理に関 すること
 - 二 岐阜県官民データ活用推進計画の策定、推進及び進捗管理に関すること
 - 三 その他情報化・デジタル化を推進する上で必要と認めること
 - 四 その他前各号に付随する事項に関すること

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

- 第4条 本部長は、本部を総括し、本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、清流の国推進部デジタル推進局デジタル戦略推進課に関する事務を主に担任する副知事、副次的に担任する副知事の順で本部長の職務を代行するものとする。

(本部員会議)

- 第5条 本部員会議は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要に応じて、関係本部員のみで構成する本部員会議を招集することができる。
- 3 本部長は、必要に応じて、本部員以外の関係者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 本部に幹事会を置き、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 2 幹事会は、次の事務を行う。
 - 一 本部に付議する事項に係る調整
 - 二 本部から指示された事項の調査及び検討
 - 三 その他本部を補助するために必要な事務
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が召集する。
- 5 幹事長は、必要に応じて、関係幹事のみで構成する会議を招集することができる。
- 6 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の関係者に会議への出席を求めることができる。
- 7 幹事長は、必要に応じて、各政策分野におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進に関する作業を行うワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、清流の国推進部デジタル推進局デジタル戦略推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2年11月24日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

秘書広報統括監

総務部長

清流の国推進部長

清流の国推進部デジタル推進局

長

清流の国推進部デジタル推進局

副局長

危機管理部長

環境生活部長

環境生活部県民文化局長

健康福祉部長

健康福祉部子ども・女性局長

商工労働部長

観光国際部長

農政部長

林政部長

県土整備部長

都市建築部長

都市建築部都市公園・交通局長

会計管理者

教育長

警察本部長

別表2 (第6条関係)

加 孜 4 (0宋闰尔/
幹事長	清流の国推進部デジタル推進局副局長
副幹事長	清流の国推進部デジタル推進局デジタル戦略
	推進課長
幹事	秘書課長
//	総務部財政課長
//	清流の国推進部清流の国づくり政策課長
//	危機管理部危機管理政策課長
//	環境生活部環境生活政策課長
//	環境生活部県民文化局文化創造課長
//	健康福祉部健康福祉政策課長
//	健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性
	の活躍推進課長
//	商工労働部商工・エネルギー政策課長
//	観光国際部観光国際政策課長
//	農政部農政課長
//	林政部林政課長
//	県土整備部建設政策課長
//	都市建築部都市政策課長
//	都市建築部都市公園・交通局都市公園課長
//	出納事務局出納管理課長
//	教育委員会事務局教育総務課長
//	警察本部情報管理課デジタル企画官